

# 福島県工業用水道事業中長期計画策定及び次期料金算定業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、福島県企業局（以下「発注者」という。）が福島県工業用水道事業中長期計画策定及び次期料金算定業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、専門的な知見、ノウハウを持つ事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 プロポーザルの内容

### (1) 業務名

福島県工業用水道事業中長期計画策定及び次期料金算定業務委託

### (2) 業務目的・内容

発注者が管理する工業用水道は、建設後 60 年以上が経過した施設もあり、老朽化や東日本大震災により管路、機械・電気設備等に甚大な被害を受けたことを踏まえ、施設の耐震化・強靱化を推進しているところである。

現在の福島県工業用水道事業中長期計画（以下「中長期計画」という。）において耐用年数を超える管路やポンプ・モーター等の施設は「全面更新」を基本としているため、実施に当たっては、多額の費用を要することから、抜本的に中長期計画を見直すことが不可欠となっている。

そのため、管路等についてはやむを得ない場合を除き、これまでの「全面更新」から健全度を評価するなど、必要な調査を実施した上で「計画的修繕」による長寿命化又は部分的更新を行うことで、費用の縮減を図るものとする。また、施設更新に当たっては、省エネ・高効率設備を積極的に導入することで、脱炭素化の取組を促進し、経済性、維持管理に優れた中長期計画を策定すると共に、次期料金算定（令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間）を行うものである。

詳細な業務内容は、本業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (3) 履行期限

契約の日から令和 7 年 12 月 26 日（金）までの期間

### (4) 業務委託の規模

本業務の参考業務規模として、90,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）程度を想定している。

### 3 参加資格

#### (1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①から⑥までの条件を満たしている者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案（以下「共同体」という。）することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② この広告の日から企画提案書の提出期限（令和 6 年 3 月 7 日（木））までの間に福島県から入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。)
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑤ 県税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 4 業務仕様

本業務仕様書のとおりとする。なお、具体的な手法（新技術や追加検討項目を含む。）については、委託候補者との協議により提案内容を反映した仕様書に更新を行うものとする。

#### 5 特定テーマ

本業務において企画提案を求めるテーマは次の事項とする。

(1) 投資計画に関する企画提案

最新技術等を活用した投資の最適化及び優先順位の設定手法について

(2) 受水企業との合意形成に関する企画提案

中長期計画の策定及び料金算定に関して、受水企業と合意形成を図るためのプロセスについて

#### 6 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、別表1 公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表のとおりとする。

#### 7 手続等

(1) 事務局

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎12階）

福島県企業局工業用水道課

電話：024-521-7578 FAX：024-521-7960

E-mail：kigyoun@pref.fukushima.lg.jp

URL：https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/14.html

(2) 実施要領等の配布期間及び方法

① 配布期間

配布期間は令和6年2月16日（金）から令和6年2月27日（火）までとする。ただし、手交による場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時までとする。なお、郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内着のものについて配布する。

② 配布方法

次のいずれかの方法とする。

ア ダウンロードする場合

7（1）のURLにアクセスし、ダウンロードする。

イ 手交とする場合

電子データ保存用の未使用の CD-R を 7 ( 1 ) の場所に持参すること。CD-R に複製し、手交する。

#### ウ 郵送とする場合

表に「福島県工業用水道事業中長期計画策定及び次期料金算定業務委託プロポーザル実施要領請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用の CD-R と返信用の封筒 ( CD-R が入る大きさの封筒に 1 4 0 円の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記 ) を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で 7 ( 1 ) へ郵送すること。CD-R に複製し返送する。

### 8 不明の点がある場合の質疑について

#### (1) 質問書 ( 様式 2 ) の提出期限及び提出場所並びに方法

質疑事項がある場合は、質問書 ( 様式 2 ) を用い、令和 6 年 2 月 21 日 ( 水 ) 17 時まで、上記 7 の事務局に電子メール、郵送又は持参で提出とする。なお、電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をすること。また、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。

#### (2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

回答書 ( 様式 3 ) は、令和 6 年 2 月 26 日 ( 月 ) から令和 6 年 3 月 7 日 ( 木 ) までの間、福島県企業局の URL に掲載する。

( <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/14.html> )

### 9 参加申込書の提出及び参加資格審査について

本プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請書を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

#### (1) 提出期限 令和 6 年 2 月 27 日 ( 火 ) 午後 5 時まで ( 必着 )

#### (2) 提出先 事務局

#### (3) 提出書類

公募型プロポーザル方式参加申込書 様式①

#### (4) 提出方法

郵送 ( 簡易書留等 ) 又は持参による。

※ 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒をこの申請書と併せて提出すること。

#### (5) 参加資格審査

参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和 6 年 2 月 28 日 ( 水 ) に通知する。

## 10 企画提案書の提出について

企画提案書に参加資格の確認のための書類及び企画提案書の内容を確認するための書類を添えて提出とする。

### (1) 企画提案書の様式

企画提案書の様式は次のとおりとする。

① 参加資格確認通知書（写し）	様式②
② 公募型プロポーザル方式提出書類送付書	様式 1
③ 企業実績表	様式 4
④ 業務実施体制	様式 5
⑤ 配置技術者業務実績表（管理技術者）	様式 6－1
⑥ 配置技術者業務実績表（担当技術者）	様式 6－2
⑦ 配置技術者業務実績表（照査技術者）	様式 6－3
⑧ 業務実施方針	様式 7－1
⑨ 特定テーマに対する企画提案	任意様式
⑩ 見積書	任意様式

### (2) 企業の実績等を確認するための書類

- ① 企業の実績として挙げる業務の契約書等写し（契約書の内容だけでは確認出来ない場合は確認できるだけの書類（テクリス登録内容確認書、仕様書、図面等の写し）も添付すること。）
- ② 共同体である場合、本業務共同体協定書の写し（参考資料）

### (3) 企画提案書の内容を確認するための書類

- ① 実績として記載した業務の契約書等の写し（数量や配置技術者の携わった立場等、企画提案書の内容が契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（テクリス登録内容確認書、仕様書等の写し）も添付すること。）
- ② 保有資格として記載した資格の資格証等の写し

例：技術士登録証明書

### (4) 提出期限及び提出場所並びに方法

令和6年3月7日17時までに、上記7の場所に上記10(1)に定める書類2部（正副）を持参又は郵送する。郵送による場合は、提出期限までに到着したものを有効とする。（提出期限までに企画提案書が到着しないことを理由に企画提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けないので注意すること。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しないので注意すること。）

企画提案書の提出は、1企業又は共同体で1提案とする。企画提案書を提出した共同体の構成員は、単独企業として企画提案書を提出することはできない。提出後における企画提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

(5) 企画提案書の作成について

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部又は成果品案の作成や提出を求めるものではないことに留意して企画提案書を作成すること。

また、次の内容（様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさに関する指定）が守られていない場合、当該様式に関する評価項目を0点とする。

① 共通事項

ア 上記10（1）の様式で作成する。なお、片面使用、横書きとし、特定テーマに関する企画提案及び見積書を除き1つの様式で2枚以上の提出は認めない。

イ 様式4～7-1に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとする。

② 企業実績表（様式4）

企画提案書の提出者が過去に受託した業務の実績のうち、評価対象となる実績について記載すること。

③ 業務実施体制（様式5）

ア 技術者の配置、業務の分担について記載すること。

イ 業務実施体制に記載した配置予定技術者すべて（担当技術者については主たる者1名）について、「業務実績表（様式6-1～3）」を作成すること。

ウ 学識経験者や協力事務所との技術協力もしくは再委託の予定がある場合は、相手先の名称、略歴、業務実績及び協力・委託の具体的内容を記載すること。

ただし、業務の主たる部分を再委託することはできない。

※ 業務の主たる部分とは、業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

④ 配置技術者業務実績表（様式6-1～3）

ア 配置予定技術者の保有資格、過去に従事した業務の実績等のうち、評価対象となる資格、実績等について記載すること。

イ 担当技術者は複数配置が可能（様式5）であるが、評価対象とする技術者は主たる担当技術者（様式6-2）とする。

⑤ 業務実施方針（様式7-1）

ア 業務実施フロー、業務実施手順、工程管理上の留意事項、工程計画について簡潔に記載すること。

イ 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

ウ A4判（縦）片面1枚までとする。

⑥ 特定テーマに対する企画提案（任意様式）

ア 上記5に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。

イ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

ウ A3 判（横）片面 2 枚以内とする。（A4 判（横）片面 1 枚でも間に合う場合には A4 判でも構わない。）

⑦ 見積書（任意様式）

ア 直接経費及び一般管理費を含む業務価格とする。なお、消費税は含まないものとする。

イ 見積書は内訳がわかるように作成すること。

## 11 企画提案書の審査及び委託候補者の選定

次の各号の定めるところによることとする。

(1) 一次審査

企画提案書の審査は、上記 6 に定める評価基準に基づき審査し、上位 3 者をヒアリング対象者として選定する。審査結果については企画提案書の提出者全員に通知する。

(2) 二次審査

一次審査結果にヒアリングによる評価を加えた総合得点から、委託候補者 1 者を選定する。審査結果についてはヒアリング対象者全員に通知する。

(3) 委託候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求めることになるが、下記 13 の無効条項等に該当する場合（企画提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とする。

(4) 審査（ヒアリング含む。）は非公開で行うが、企画提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果（様式 8）により公表する。

## 12 ヒアリング

ヒアリングは以下のとおり実施する予定である。ヒアリングの詳細は、一次審査の上位 3 者に対して審査結果通知により通知する。

ヒアリングにおいては、様式 7-1、特定テーマに関する企画提案（任意様式）を補完する説明を受けるものとする。新たな資料の配付は認めない。

なお、説明者は業務実施体制（様式 5）に記載した、管理技術者として配置予定の者を原則とする。その他、担当技術者として配置予定の者（業務実施体制（様式 5）に記載した、担当技術者として配置予定の者）のうち 2 名までが出席できるものとする。

(1) ヒアリング開催予定日及び会場

日時：令和 6 年 3 月 19 日（火）午後（予定）

会場：福島県自治会館 5 階 502 会議室（予定）

審査所要時間

説明時間 20 分以内、質疑応答 10 分以内の計 30 分以内とする。

## (2) 審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

## 13 無効

次の各号のいずれかに該当する場合、企画提案書は無効とする。

- (1) 提出者が上記 3 に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が 2 つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (3) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。(企画提案書に参加資格の確認のための書類及び企画提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。)

なお、提出期限の日までに企画提案書が到着しないことを理由に企画提案書は無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けないので注意すること。(特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しないので注意すること。)

- (4) 企画提案書の作成様式及び本要領に示された条件に適合しない場合。
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 企画提案書の提出から契約までの間に、業務実施体制(様式 5)に記載した管理技術者、担当技術者が本業務に携わることが困難となった場合。  
ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。
- (7) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。(本要領に示した質問を除く。)
- (8) ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

## 14 問合せ先等

問合せ先は上記 7 に同じである。

## 15 企画提案書の取扱い

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書の作成や提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担となる。
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載し、企画提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがある。
- (4) 提出された企画提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された企画提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示と



するが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

## 16 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年2月16日（金）
質問受付期限	令和6年2月21日（水）午後5時必着
質問回答	令和6年2月26日（月）まで ※随時
プロポーザル参加資格確認申込書提出期限	令和6年2月27日（火）午後5時必着
参加資格確認通知	令和6年2月28日（水）発送
企画提案書提出期限	令和6年3月7日（木）午後5時必着
一次審査結果及びヒアリング開催通知	令和6年3月15日（金）
二次審査（ヒアリング）	令和6年3月19日（火）（予定）
候補者の決定通知	令和6年3月21日（木）（予定）
契約予定	令和6年4月8日（月）（予定）

## 17 その他

- (1) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合がある。
- (2) プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。
- (3) 契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。
- (4) 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (5) このプロポーザルは、委託契約の日までに福島県議会において予算が可決した場合に成立するものとし、当該期日までに予算が可決されなかった場合又は否決された場合には、成立しなかったものとする。